

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）以外の世帯 <u>29,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>14,900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>22,350円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>第8条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）以外の世帯 <u>30,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>15,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>22,650円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>第8条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,650円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,475円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>第12条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,800円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,700円</u>とする。</p> <p>第15条～第25条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>)、</p>	<p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,150円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>第12条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,100円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,000円</u>とする。</p> <p>第15条～第25条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)、</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>17,360円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>20,860円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>10,430円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>15,645円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,410円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,110円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,555円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,833円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,160円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,690円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>260,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条</p>	<p>同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>17,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,140円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>10,570円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>15,855円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,180円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,740円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,870円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,305円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,370円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,900円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>265,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,450円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,175円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,150円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,650円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,825円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,738円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,400円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,350円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>470,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,960円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,960円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,980円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,470円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者</p>	<p>第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,550円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,325円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,075円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,550円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>480,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,040円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,020円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,530円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,260円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,460円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>730円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,760円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,340円</u></p> <p>第26条の2～第30条 略</p>	<p>均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,480円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,640円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>820円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1,230円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,820円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u></p> <p>第26条の2～第30条 略</p>

## 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）

法施行令……………地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

条例……………幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等																																			
1 国民健康保険税 基礎課税額、後期 高齢者支援金等課 税額の課税限度額	法第703条の4第11項 法第703条の4第19項 法施行令第56条の88の 2第1項 法施行令第56条の88の 2第2項 条例第2条第2項 条例第2条第3項	<p>(現行) (改正案)</p> <p>基礎課税額の課税限度額 52万円 → 54万円 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額 17万円 → 19万円 介護納付金課税額の課税限度額 16万円 → 16万円（変更なし）</p> <p>(現行) (改正案) 課税限度額：85万円 課税限度額：89万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基礎課税分：52万円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">基礎課税分：54万円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">後期高齢者支援金分：17万円</td> <td style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">後期高齢者支援金分：19万円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">介護納付金分：16万円</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">介護納付金分：16万円</td> </tr> </table>	基礎課税分：52万円	→	基礎課税分：54万円	後期高齢者支援金分：17万円	後期高齢者支援金分：19万円	介護納付金分：16万円	介護納付金分：16万円	平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。																												
基礎課税分：52万円	→	基礎課税分：54万円																																				
後期高齢者支援金分：17万円		後期高齢者支援金分：19万円																																				
介護納付金分：16万円		介護納付金分：16万円																																				
2 国民健康保険税 (基礎課税額)の 税率	法第703条の4第5項 条例第3条第1項 条例第5条 条例第6条	<p>基礎課税額の税率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>課税区分</th> <th>現行(A)</th> <th>改正案(B)</th> <th>増減(B-A)</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>6.4%</td> <td style="background-color: yellow;">6.6%</td> <td>0.2%</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>均等割(円/年)</td> <td>24,800円</td> <td style="background-color: yellow;">25,000円</td> <td>200円</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>平等割(円/年)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</td> <td>29,800円</td> <td style="background-color: yellow;">30,200円</td> <td>400円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>  特定世帯</td> <td>14,900円</td> <td style="background-color: yellow;">15,100円</td> <td>200円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>  特定継続世帯</td> <td>22,350円</td> <td style="background-color: yellow;">22,650円</td> <td>300円</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table>	課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	所得割	6.4%	6.6%	0.2%	3.1%	均等割(円/年)	24,800円	25,000円	200円	0.8%	平等割(円/年)					特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	29,800円	30,200円	400円	1.3%	特定世帯	14,900円	15,100円	200円	1.3%	特定継続世帯	22,350円	22,650円	300円	1.3%	平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率																																		
所得割	6.4%	6.6%	0.2%	3.1%																																		
均等割(円/年)	24,800円	25,000円	200円	0.8%																																		
平等割(円/年)																																						
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	29,800円	30,200円	400円	1.3%																																		
特定世帯	14,900円	15,100円	200円	1.3%																																		
特定継続世帯	22,350円	22,650円	300円	1.3%																																		

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等																																																							
<b>3 国民健康保険税 (後期高齢者支援金等課税額)の税率</b>	法第703条の4第14項 条例第7条 条例第9条 条例第10条	後期高齢者支援金等課税額の税率 <table border="1" data-bbox="712 280 1682 643"> <thead> <tr> <th>課税区分</th> <th>現行(A)</th> <th>改正案(B)</th> <th>増減(B-A)</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>2.2%</td> <td>2.3%</td> <td>0.1%</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>均等割(円/年)</td> <td>6,300円</td> <td>7,400円</td> <td>1,100円</td> <td>17.5%</td> </tr> <tr> <td>平等割(円/年)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</td> <td>7,300円</td> <td>8,200円</td> <td>900円</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>  特定世帯</td> <td>3,650円</td> <td>4,100円</td> <td>450円</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>  特定継続世帯</td> <td>5,475円</td> <td>6,150円</td> <td>675円</td> <td>12.3%</td> </tr> </tbody> </table>	課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	所得割	2.2%	2.3%	0.1%	4.5%	均等割(円/年)	6,300円	7,400円	1,100円	17.5%	平等割(円/年)					特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,300円	8,200円	900円	12.3%	特定世帯	3,650円	4,100円	450円	12.3%	特定継続世帯	5,475円	6,150円	675円	12.3%	平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。																				
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率																																																						
所得割	2.2%	2.3%	0.1%	4.5%																																																						
均等割(円/年)	6,300円	7,400円	1,100円	17.5%																																																						
平等割(円/年)																																																										
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,300円	8,200円	900円	12.3%																																																						
特定世帯	3,650円	4,100円	450円	12.3%																																																						
特定継続世帯	5,475円	6,150円	675円	12.3%																																																						
<b>4 国民健康保険税 (介護納付金課税額)の税率</b>	法第703条の4第22項 条例第11条 条例第13条 条例第14条	介護納付金課税額の税率 <table border="1" data-bbox="712 703 1682 887"> <thead> <tr> <th>課税区分</th> <th>現行(A)</th> <th>改正案(B)</th> <th>増減(B-A)</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>1.4%</td> <td>1.5%</td> <td>0.1%</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>均等割(円/年)</td> <td>8,800円</td> <td>9,100円</td> <td>300円</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>平等割(円/年)</td> <td>6,700円</td> <td>7,000円</td> <td>300円</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="725 932 808 959">【参考】</p> <p data-bbox="725 968 1552 995">基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計</p> <table border="1" data-bbox="712 1002 1682 1361"> <thead> <tr> <th>課税区分</th> <th>現行(A)</th> <th>改正案(B)</th> <th>増減(B-A)</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>10.0%</td> <td>10.4%</td> <td>0.4%</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>均等割(円/年)</td> <td>39,900円</td> <td>41,500円</td> <td>1,600円</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>平等割(円/年)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</td> <td>43,800円</td> <td>45,400円</td> <td>1,600円</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>  特定世帯</td> <td>25,250円</td> <td>26,200円</td> <td>950円</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>  特定継続世帯</td> <td>34,525円</td> <td>35,800円</td> <td>1,275円</td> <td>3.7%</td> </tr> </tbody> </table>	課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	所得割	1.4%	1.5%	0.1%	7.1%	均等割(円/年)	8,800円	9,100円	300円	3.4%	平等割(円/年)	6,700円	7,000円	300円	4.5%	課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	所得割	10.0%	10.4%	0.4%	4.0%	均等割(円/年)	39,900円	41,500円	1,600円	4.0%	平等割(円/年)					特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	43,800円	45,400円	1,600円	3.7%	特定世帯	25,250円	26,200円	950円	3.8%	特定継続世帯	34,525円	35,800円	1,275円	3.7%	平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率																																																						
所得割	1.4%	1.5%	0.1%	7.1%																																																						
均等割(円/年)	8,800円	9,100円	300円	3.4%																																																						
平等割(円/年)	6,700円	7,000円	300円	4.5%																																																						
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率																																																						
所得割	10.0%	10.4%	0.4%	4.0%																																																						
均等割(円/年)	39,900円	41,500円	1,600円	4.0%																																																						
平等割(円/年)																																																										
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	43,800円	45,400円	1,600円	3.7%																																																						
特定世帯	25,250円	26,200円	950円	3.8%																																																						
特定継続世帯	34,525円	35,800円	1,275円	3.7%																																																						

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等																																																																																										
5 国民健康保険税の軽減後の課税限度額	条例第26条	7割、5割、2割の軽減後の課税限度額を条例第2条第2項及び第3項同様に引き上げる。	平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。																																																																																										
6 国民健康保険税の減額	法第703条の5 法施行令第56条の89 条例第26条	<p>(1) 基礎課税額に係る減額</p> <table border="1" data-bbox="712 384 1727 1246"> <thead> <tr> <th>課税区分</th> <th>現行(A)</th> <th>改正案(B)</th> <th>増減(B-A)</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割 (円/年)</td> <td>(24,800円)</td> <td>(25,000円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7割軽減</td> <td>17,360円</td> <td>17,500円</td> <td>140円</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>12,400円</td> <td>12,500円</td> <td>100円</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>4,960円</td> <td>5,000円</td> <td>40円</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>平等割 (円/年)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</td> <td>(29,800円)</td> <td>(30,200円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7割軽減</td> <td>20,860円</td> <td>21,140円</td> <td>280円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>14,900円</td> <td>15,100円</td> <td>200円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>5,960円</td> <td>6,040円</td> <td>80円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>特定世帯</td> <td>(14,900円)</td> <td>(15,100円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7割軽減</td> <td>10,430円</td> <td>10,570円</td> <td>140円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>7,450円</td> <td>7,550円</td> <td>100円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>2,980円</td> <td>3,020円</td> <td>40円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>特定継続世帯</td> <td>(22,350円)</td> <td>(22,650円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7割軽減</td> <td>15,645円</td> <td>15,855円</td> <td>210円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>11,175円</td> <td>11,325円</td> <td>150円</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>4,470円</td> <td>4,530円</td> <td>60円</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table>	課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	均等割 (円/年)	(24,800円)	(25,000円)			7割軽減	17,360円	17,500円	140円	0.8%	5割軽減	12,400円	12,500円	100円	0.8%	2割軽減	4,960円	5,000円	40円	0.8%	平等割 (円/年)					特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(29,800円)	(30,200円)			7割軽減	20,860円	21,140円	280円	1.3%	5割軽減	14,900円	15,100円	200円	1.3%	2割軽減	5,960円	6,040円	80円	1.3%	特定世帯	(14,900円)	(15,100円)			7割軽減	10,430円	10,570円	140円	1.3%	5割軽減	7,450円	7,550円	100円	1.3%	2割軽減	2,980円	3,020円	40円	1.3%	特定継続世帯	(22,350円)	(22,650円)			7割軽減	15,645円	15,855円	210円	1.3%	5割軽減	11,175円	11,325円	150円	1.3%	2割軽減	4,470円	4,530円	60円	1.3%	平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率																																																																																									
均等割 (円/年)	(24,800円)	(25,000円)																																																																																											
7割軽減	17,360円	17,500円	140円	0.8%																																																																																									
5割軽減	12,400円	12,500円	100円	0.8%																																																																																									
2割軽減	4,960円	5,000円	40円	0.8%																																																																																									
平等割 (円/年)																																																																																													
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(29,800円)	(30,200円)																																																																																											
7割軽減	20,860円	21,140円	280円	1.3%																																																																																									
5割軽減	14,900円	15,100円	200円	1.3%																																																																																									
2割軽減	5,960円	6,040円	80円	1.3%																																																																																									
特定世帯	(14,900円)	(15,100円)																																																																																											
7割軽減	10,430円	10,570円	140円	1.3%																																																																																									
5割軽減	7,450円	7,550円	100円	1.3%																																																																																									
2割軽減	2,980円	3,020円	40円	1.3%																																																																																									
特定継続世帯	(22,350円)	(22,650円)																																																																																											
7割軽減	15,645円	15,855円	210円	1.3%																																																																																									
5割軽減	11,175円	11,325円	150円	1.3%																																																																																									
2割軽減	4,470円	4,530円	60円	1.3%																																																																																									

事項	関係条項	改正内容				適用年月日等
		(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る減額				
		課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率
		均等割 (円/年)	(6,300円)	(7,400円)		
		7割軽減	4,410円	5,180円	770円	17.5%
		5割軽減	3,150円	3,700円	550円	17.5%
		2割軽減	1,260円	1,480円	220円	17.5%
		平等割 (円/年)				
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(7,300円)	(8,200円)		
		7割軽減	5,110円	5,740円	630円	12.3%
		5割軽減	3,650円	4,100円	450円	12.3%
		2割軽減	1,460円	1,640円	180円	12.3%
		特定世帯	(3,650円)	(4,100円)		
		7割軽減	2,555円	2,870円	315円	12.3%
		5割軽減	1,825円	2,050円	225円	12.3%
		2割軽減	730円	820円	90円	12.3%
		特定継続世帯	(5,475円)	(6,150円)		
		7割軽減	3,833円	4,305円	472円	12.3%
		5割軽減	2,738円	3,075円	337円	12.3%
		2割軽減	1,095円	1,230円	135円	12.3%

事項	関係条項	改正内容	適用年月日等																																													
		<p>(3) 介護納付金課税額に係る減額</p> <table border="1" data-bbox="712 260 1727 671"> <thead> <tr> <th>課税区分</th> <th>現行(A)</th> <th>改正案(B)</th> <th>増減(B-A)</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割 (円/年)</td> <td>(8,800円)</td> <td>(9,100円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7割軽減</td> <td>6,160円</td> <td>6,370円</td> <td>210円</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>4,400円</td> <td>4,550円</td> <td>150円</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>1,760円</td> <td>1,820円</td> <td>60円</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>平等割 (円/年)</td> <td>(6,700円)</td> <td>(7,000円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7割軽減</td> <td>4,690円</td> <td>4,900円</td> <td>210円</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>3,350円</td> <td>3,500円</td> <td>150円</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>1,340円</td> <td>1,400円</td> <td>60円</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	均等割 (円/年)	(8,800円)	(9,100円)			7割軽減	6,160円	6,370円	210円	3.4%	5割軽減	4,400円	4,550円	150円	3.4%	2割軽減	1,760円	1,820円	60円	3.4%	平等割 (円/年)	(6,700円)	(7,000円)			7割軽減	4,690円	4,900円	210円	4.5%	5割軽減	3,350円	3,500円	150円	4.5%	2割軽減	1,340円	1,400円	60円	4.5%	
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率																																												
均等割 (円/年)	(8,800円)	(9,100円)																																														
7割軽減	6,160円	6,370円	210円	3.4%																																												
5割軽減	4,400円	4,550円	150円	3.4%																																												
2割軽減	1,760円	1,820円	60円	3.4%																																												
平等割 (円/年)	(6,700円)	(7,000円)																																														
7割軽減	4,690円	4,900円	210円	4.5%																																												
5割軽減	3,350円	3,500円	150円	4.5%																																												
2割軽減	1,340円	1,400円	60円	4.5%																																												
<p>7 国民健康保険税の軽減判定所得基準</p>	<p>法第703条の5 法施行令第56条の89 条例第26条</p>	<table border="0" data-bbox="712 695 1727 1276"> <tr> <td style="text-align: center;">(現行)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(改正案)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7割軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">33万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5割軽減</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5割軽減</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">33万円 + (26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;">33万円 + (26.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2割軽減</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2割軽減</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;">世帯の合計所得</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">33万円 + (47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))</td> <td></td> <td style="border: 2px solid black; padding: 5px;">33万円 + (48万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))</td> </tr> </table> <p>※特定同一世帯所属者 国民健康保険から後期高齢者医療へ移行したことにより、国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいいます。</p>	(現行)		(改正案)	7割軽減			世帯の合計所得	→	変更なし	33万円			5割軽減		5割軽減	世帯の合計所得	→	世帯の合計所得	33万円 + (26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))		33万円 + (26.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))	2割軽減		2割軽減	世帯の合計所得	→	世帯の合計所得	33万円 + (47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))		33万円 + (48万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))	<p>平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。</p>															
(現行)		(改正案)																																														
7割軽減																																																
世帯の合計所得	→	変更なし																																														
33万円																																																
5割軽減		5割軽減																																														
世帯の合計所得	→	世帯の合計所得																																														
33万円 + (26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))		33万円 + (26.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))																																														
2割軽減		2割軽減																																														
世帯の合計所得	→	世帯の合計所得																																														
33万円 + (47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))		33万円 + (48万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※))																																														